

平成27年度第23回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：平成27年3月7日（月）
 担当部・課：福祉部福祉総務課 [内線2462]

① 件名	
低所得の高齢者向けの「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の実施について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 消費税率の引上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために、平成26年度において臨時的な措置を実施し、平成27年度においても全国一律の給付措置として実施したところ、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障・税一体改革の一環として平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけになることも含め、また、平成28年前半の個人消費の下支えにも資する必要がある。</p> <p>【目的】 「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者に支援を行うため、平成27年度臨時福祉給付金対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者、一人につき3万円を支給する。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令等】 平成28年1月25日付け、厚生労働省社会・援護局長通知に基づく。</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：無〕】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
<p>平成28年1月19日 国において平成27年度一般会計補正予算可決 1月25日 厚生労働省社会・援護局長通知 1月29日 一般会計補正予算（専決第3号）専決</p>	
⑤ 主な内容	
対象者、支給額、基準日等については以下のとおり	
区分	年金生活者等支援臨時福祉給付金
対象者	平成27年度簡素な給付措置の対象者（市民税の均等割が課税されていない者、ただし、課税者の扶養となっている場合及び生活保護受給者は対象外）のうち、平成28年度中に65才以上となる者
支給額	対象者1人につき3万円
基準日等	平成27年1月1日（住民票がある市町村）
対象者数	18,000人（見込み）

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【財源措置等】

区分	年金生活者等支援臨時福祉給付金	
歳入	年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金	540,000千円
	年金生活者等支援臨時福祉給付事務費補助金	33,700千円
歳出	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費 (職員手当等、需用費、役務費、委託料等)	573,700千円

【効果】

低所得の高齢者等を対象に、年金も含めた所得全体の底上げが図られる。

⑦ 自治体の政策との比較検討

全国一律の制度（支給要件及び支給額）として実施

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成28年4月 1日 年金生活者等臨時福祉給付金交付要綱制定・施行
 平成28年4月18日 コールセンター設置
 平成28年4月28日 申請書送付開始
 平成28年5月 2日 申請受付
 ～平成28年8月2日
 平成28年5月下旬 支給開始

⑨ その他

① 平成28年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）

対象者 平成28年度の市民税が非課税の者のうち課税者に扶養されていない者
 （生活保護受給者は除く）

支給額 一人あたり3千円

② 低所得の障害・遺族年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

対象者 ①の対象者のうち障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者（「高齢者向け」給付金を受給した者を除く）

支給額 一人あたり3万円

■開始予定 平成28年9月～10月開始予定（平成28年度予算 6月補正予定）